

別 紙)

諮問番号：令和6年（処分）諮問第1号

答申番号：令和6年（処分）答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

処分庁が行った、令和4年8月4日付生活保護法（以下「法」という。）第77条の2による費用徴収決定処分（文書番号4生福第〇〇〇〇号）に対する審査請求（「令和4年（処分）第5号」）（以下「本件審査請求」という。）については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、理由がないから棄却されるべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

- 1 法第77条の2に基づく費用徴収決定処分（以下「本件徴収決定処分」という。）に違法又は不当な点は認められるか。（争点）

〔審査請求人の主張〕

費用徴収決定通知のとおり費用徴収が行われると、令和4年7月の生活費を搾取されることになり、7月の生活ができない状態を作られることになる。

福祉事務所の担当者にも再三納得のいく説明を求めたが、ろくな説明もなく、また分割払いにも応じられないと半ば強引に処分の決定が通知された。

これは国民の最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするという法律にも矛盾しており、違法又は不当である。

上記から本件徴収決定処分は違法なものであり、処分を取り消すべきである。

〔処分庁の主張〕

法第63条に基づく費用返還決定処分（以下「返還決定処分」という。）については、令和4年6月に傷病手当金、コルセット代療養費及び見舞金として、〇〇〇〇〇〇〇円を受給されたことにより、必要経費を〇〇〇〇〇〇円控除のうえ決定したものであり、審査請求人から令和4年7

月から復職し、それに伴い給与と夏季賞与（計約〇〇万円）及び5月分の傷病手当金（約〇〇万円）の合計約〇〇万円を7月中に受給するとの報告を受けていたため、返還金の一括返還を求めているものである。

本件徴収決定処分については、法第77条の2第1項により「保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、法第63条の費用返還額の全部又は一部を徴収することができる。」とされており、返還決定処分については、長崎県の裁決書（令和〇年〇月〇日、〇福保第〇〇〇号）により、違法又は不当な点は認められないと裁決をされている。

審査請求人は、令和4年7月中に約〇〇万円の収入があり、8月には給与とは別に6月分の傷病手当金（約〇〇万円）の受領が見込まれたことからすれば、本件徴収決定処分が審査請求人の保護廃止後の自立を阻害するとまでは考えられず、生活保護法施行規則第22条の3に規定される徴収することが適当でないとされる「保護の実施機関の責めに帰すべき事由」はないと判断し、本件徴収決定処分を行ったものである。

具体的な話し合いまでは至らなかったものの、審査請求人より分割納付の申し出があれば分割納付を認めることもあったのであり、また今後も申し出があれば分割納付に応じることも考えており、本件徴収決定処分が自立を阻害するとの主張には理由が無い。

上記から、本件徴収決定処分は適正に行われており、法第77条の2の処理に不適正な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

争点については、本件徴収決定処分に違法又は不当はないと判断するから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、理由がないとして棄却すべきである。

2 審理員意見書の理由

審理員意見書の「意見」中の「第1(2)審理員の意見」に記載のとおり。

第4 調査審議の経過

令和6年10月25日付けで審査庁である佐世保市長から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同日及び令和6年12月2日の審査会において、調査審議を行った。

第5 審査会の判断の理由

- 1 当審査会も、審理員意見書の判断のとおり、本件審査請求については、行政不服審査法第45条第2項の規定により理由がないから棄却すべき

であると判断する。その理由は、以下のとおりである。

2 争点に対する判断

(1) 法令の定め

法第77条の2は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した市町村の長は、法第63条により定められた額の全部又は一部をその者から徴収することができるとする。

そして、法施行規則第22条の3は、上記「徴収することが適当でないとき」については、保護の実施機関の責めに帰すべき事由によって、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなったときとし、この「実施機関の責めに帰すべき事由」とは、具体的には、被保護者から適時に収入申告書等が提出されていたにもかかわらずこれを保護費の算定に適時に反映できなかった場合、保護の実施機関が実施要領等に定められた調査を適切に行わなかったことにより保護の程度の決定を誤った場合等（「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日社援保発第0330001号のIV3厚生労働省社会・援護局保護課長通知））とされている。

(2) 本件徴収決定処分について

ア 処分庁は、保護費の算定にあたり、審査請求人から提出された資料に基づき、適時に算定することによって、本件徴収決定処分に係る収入等を認定しており、かつ、処分庁において調査を適正に行わずにその算定を誤ったなどの事実もない。したがって、保護の実施機関の責めに帰すべき事由によって、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために被保護者が資力を有することとなったものではなく、法第77条の2に規定する「徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるとき」に該当しない。

また、処分庁は審査請求人との面談や電話連絡において、令和4年7月中に復職後の給与と夏季賞与及び傷病手当金の合計〇〇万円程度の収入がある旨の報告を受け本件徴収決定処分を行っており、処分庁は、審査請求人の今後の生活の自立助長についても考慮したうえで本件徴収決定処分を行っているものと認められる。

イ なお、審査請求人は、処分庁へ再三納得のいく説明を求めたがろくな説明もなく、分割払いにも応じられないと半ば強引に処分の決定がなされたと主張するが、ケース記録等から、処分庁は、審査請求人から収入があったことの報告を受けた際に、傷病手当金等の収入について

て返還義務があることを説明していることがうかがわれる。また、分割納付についても、処分庁の弁明書の中で、審査請求人から申し出があれば検討を行うことが述べられている。

以上より、処分庁は、審査請求人に対して本件徴収決定処分を行うにあたり、相当な説明を行っており、自立の助長についても考慮がなされ、また、分割納付についての検討を行う姿勢も認められることから、審査請求人が主張するような事実は認められない。

ウ よって、法第77条の2第1項の規定を適用して本件徴収決定処分を行った処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

3 以上によれば、審理員意見書の結論と異なることなく、本件審査請求については、行政不服審査法第45条第2項の規定により理由がないから棄却すべきであるとし、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

令和6年12月2日

佐世保市行政不服審査会

会 長 坂 根 純 輝

委 員 古 市 寛

委 員 今 井 寧 子